	（具体的な措置）※自由記載 （例） ・○○（品目名）の供給量増加のため、計画に基づき新たな施設整備を行うが、需給がひっ迫した場合においても必要な量を供給するための在庫を確保するため、上記施設における在庫水準の維持・向上に必要な追加的な設備投資を次年度以降に行うこととしている。
・供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等	□取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。 （具体的な措置）※自由記載 （例） ・計画に基づき実施する○○（品目名）の生産に必要な設備投資によって得た供給能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。
（注２）令第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

９　免許等の取得又は申請の状況

（注１）　取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。
（注２）　免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１０　申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
２－（２）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（３）	損益計算書又はこれに準ずるもの
３	取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類
４	経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第２条第２項第４号に掲げる書類
５	ＢＣＰの概要（任意）

（備考）
１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。